

CITY OF YOKOHAMA

福祉避難所について

健康福祉局福祉保健課

2025年5月13日

 明日をひらく都市
 OPEN × PIONEER

1 福祉避難所とは

 明日をひらく都市
 OPEN × PIONEER
 YOKOHAMA

福祉避難所とは、地域防災拠点や自宅での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための**二次的な避難所**です

【避難の流れ】



1 福祉避難所とは

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

高齢者や障害児・者、妊産婦などの要援護者のうち
地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方が対象

【福祉避難所に移動する可能性のある要援護者の例】

- 支援の必要な高齢者
- 発達障害（自閉症など）のある人
- 認知症の人
- 精神障害のある人
- 手足の不自由な人
- 乳幼児、妊産婦 など
- 耳の不自由な人
- 目の不自由な人
- 内臓機能に障害のある人
- 知的障害のある人

3

1 福祉避難所とは

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

高齢者施設や障害者施設、地域ケアプラザ等の社会福祉施設等のうち
区役所と協定を締結している施設を福祉避難所として位置付け

| 施設種別 | 名称 | 施設種別 | 名称 |
|------------|------------|-------------|-----------------|
| 介護老人福祉保健施設 | リハリゾートわかたけ | 障害福祉サービス事業所 | ナザレ工房 |
| 〃 | 神奈川苑 | 障害者地域活動ホーム | かながわ地域活動ホームほのぼの |
| 〃 | ラ・クラルテ | 障害者地域活動ホーム | 神奈川区福祉活動ホーム |
| 特別養護老人ホーム | 若竹苑 | 〃 | たんまち福祉活動ホーム |
| 〃 | けやき荘 | 地域ケアプラザ | 反町地域ケアプラザ |
| 〃 | 羽沢の家 | 〃 | 神之木地域ケアプラザ |
| 〃 | 菅田心愛の里 | 〃 | 菅田地域ケアプラザ |
| 〃 | 太陽の家横濱羽沢 | 〃 | 片倉三枚地域ケアプラザ |
| 〃 | 福寿園横浜 | 〃 | 新子安地域ケアプラザ |
| 〃 | 羽沢の家二番館 | 〃 | 沢渡三ツ沢地域ケアプラザ |
| 〃 | あさくら苑新子安 | 〃 | 六角橋地域ケアプラザ |
| 〃 | 玉成苑羽沢 | | |

※直接避難はできません。

4

1 福祉避難所とは

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

想定される受入対象者に応じて施設種別ごとに備蓄品目を整備

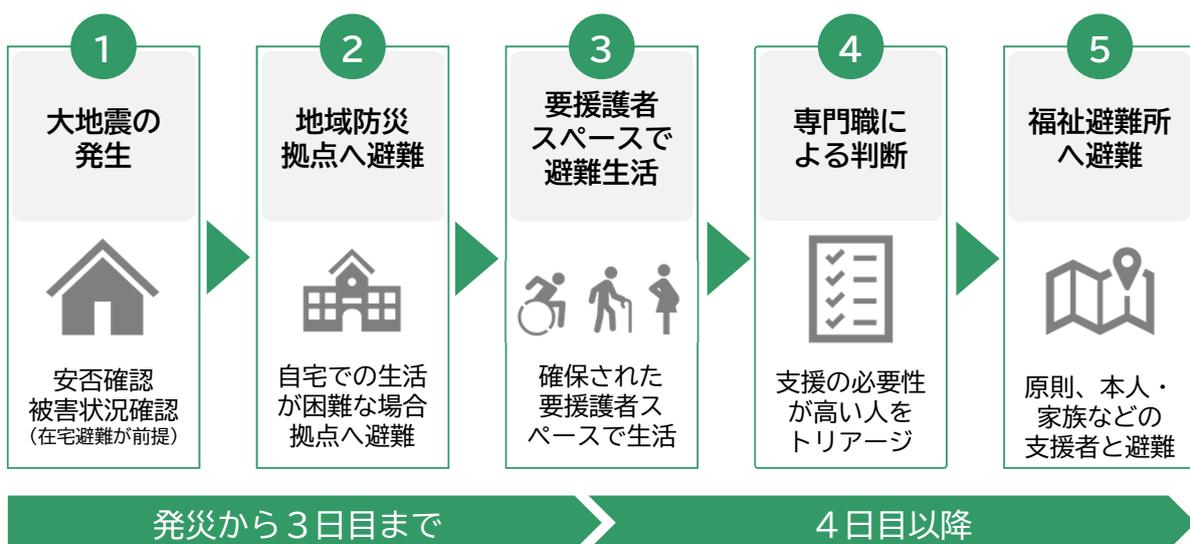
【施設種別ごとの備蓄品目】

| 施設種別 | 備蓄品目 |
|--------------------|--|
| 高齢者施設、地域ケアプラザ、保護施設 | パン、白飯兼おかゆ、水、毛布、紙おむつ（大人）、おしり拭き、簡易トイレ、生理用品、段ボールベッド、エアーマット、蓄電池及びソーラーパネル |
| 障害者施設 | 段ボールベッド、エアーマット、蓄電池及びソーラーパネル ※その他の物資は施設ごとに整備 |
| 児童施設 | パン、白飯兼おかゆ、水、毛布、紙おむつ（小人）、おしり拭き、簡易トイレ、生理用品、ベビーフード、粉ミルク・液体ミルク、哺乳瓶、段ボールベッド、エアーマット、蓄電池及びソーラーパネル |

5

2 福祉避難所への避難までの流れ

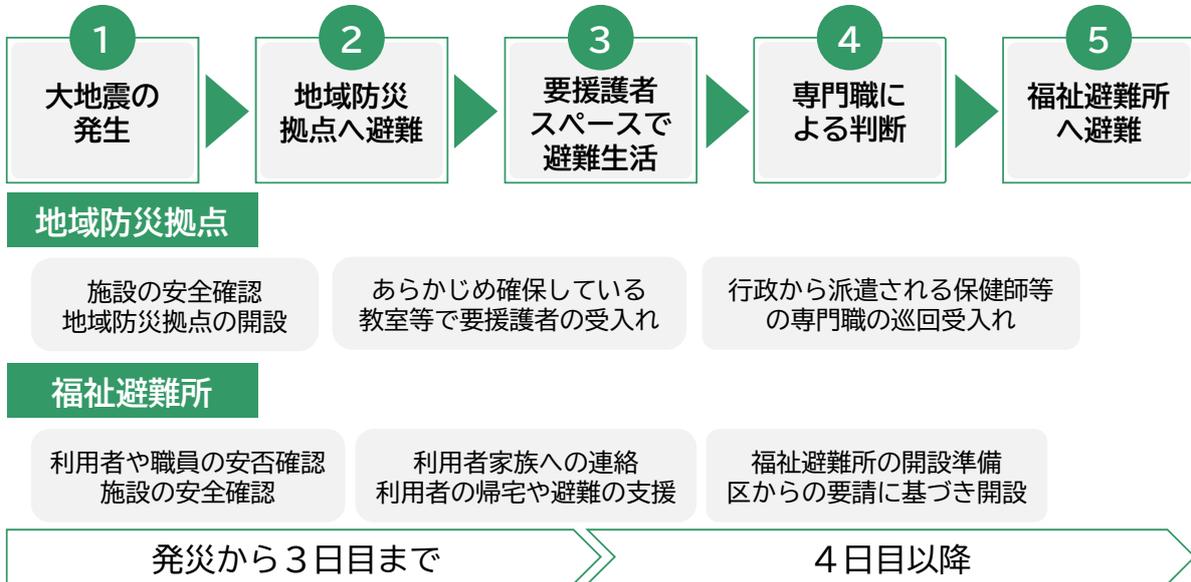
明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



6

2 福祉避難所への避難までの流れ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA



3 まとめ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

これまでご説明した内容の注意事項を3点お示しします

- **地域防災拠点と異なり大地震発生直後に必ず開設されるものではない。**
施設の安全が確認できて、運営準備が整った施設から、順次区役所が開設を要請します。
- **福祉避難所では、家族等の支援者が本人の介助を行います。**
本人に加えて、家族等の支援者と一緒に避難し、支援者が介助等を行います。
- **福祉避難所に移動せず、引き続き、地域防災拠点で避難生活を送っていただく場合もあります。**
被災後の要援護者の状況を見極め、優先度の高い方から避難していただきます。

4 災害時要援護者の状況ごとに必要な配慮

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

災害時要援護者のことを理解し
地域防災拠点で必要な配慮をしていただくことが大切

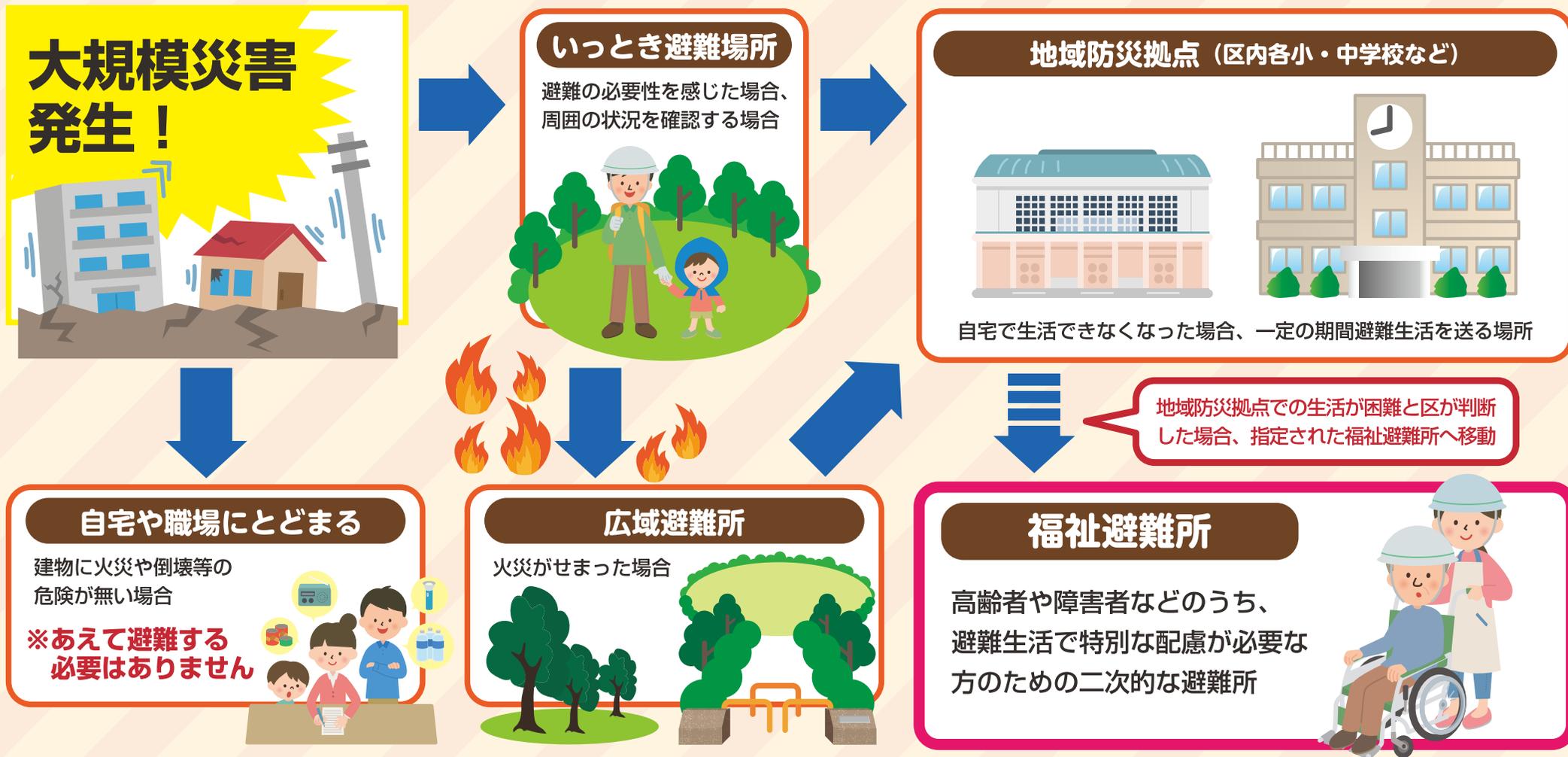
- 要援護者の状況によって、配慮すべき事項は異なります。
- 地域防災拠点での要援護者の受入れを見直す際に「地域ぐるみで災害対策・要援護者支援ガイド」をぜひご活用ください。

こちらからダウンロードできます 



9

大地震などの大規模災害が発生した時の行動



上記のとおり、避難の必要があるときは、「地域防災拠点」に向かいましょう。

「福祉避難所」は、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された特別な配慮が必要な方を受け入れるための、二次的な避難所です。

対象と判断されない方は福祉避難所に避難することはできません。

福祉避難所の役割について ご存知ですか？



～福祉避難所の受入判断基準～

地域防災拠点に避難している方（あるいは発災後地域防災拠点に集められた要援護者の情報）から、より支援の必要性が高い方を区役所の専門職（保健師）などが判断し、誰をどの福祉避難所で受け入れるかを区役所が決定します。

対象と判断されない方は、福祉避難所へ避難することはできません。

地域防災拠点（区内各小・中学校など）

- ◆倒壊や火災により、自宅で生活が出来なくなった場合、一定期間の避難生活を送る場所です。
- ◆震度5強以上が観測され、安全が確認でき次第開設されます。

主な役割

- 避難所
- 最低限の水と食料の備蓄場所
- 安否等情報の収集・伝達場所

地域防災拠点での
生活が困難で、
特別な配慮が必要と
判断された方



福祉避難所

- ◆地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための、二次的な避難所です。
- ◆発災直後に必ず開設される施設ではありません。安全が確認できて、運営準備が整った施設から、順次開設されます。

直接避難できません

横浜市では、大規模災害が発生した時に、地域防災拠点や自宅での避難生活が困難な方のため、協定を締結した市内の社会福祉施設などを「福祉避難所」として位置付けています。

【福祉避難所に関する問い合わせ先】 神奈川区高齢・障害支援課 電話：411-7097 FAX：324-3702
【防災全般に関する問い合わせ先】 神奈川区総務課 電話：411-7004 FAX：324-5904